

第 4 1 号議案

多摩市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例

多摩市特別業務地区建築条例（昭和 5 6 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 3 号中「別表第 1 号、第 2 号又は第 3 号(1)、(9)若しくは(10)」を「別表 1 の項、2 の項又は 3 の項第 1 号、第 9 号若しくは第 1 0 号」に改め、同項第 4 号中「第 2 2 条の 2 第 2 項に定める構造」を「第 2 2 条の 3 に規定する基準に適合する構造」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「前条」を「前条第 2 項」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 3 条関係）」に改め、同表 3 の項中「次の各号に」を「次に」に、「別表第 2（と）第 3 号」を「別表第 2（と）項第 3 号」に、「同表（り）項第 3 号並びに同表（ぬ）項第 1 号」を「同表（ぬ）項第 3 号並びに同表（る）項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

第42号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年3月22日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

- (1) 多摩市と相手方Aは、本件自動車事故による車両損壊のため、多摩市に金83,426円、相手方Aに金205,577円の損害額が生じたことを確認し、人身損害のため、相手方Aに金1,408,408円の損害額が生じたことを確認する。
- (2) 多摩市と相手方Aは、本件自動車事故において、双方に過失があり、その割合は、多摩市80パーセント、相手方A20パーセントとし、前項の車両損壊の損害賠償債務として、多摩市は、相手方Aに対し金164,462円の、相手方Aは、多摩市に対し金16,685円の各支払義務のあることを相互に確認する。
- (3) 多摩市と相手方Aは、本件自動車事故による人身賠償債務として、多摩市は、相手方Aに対し、金1,200,000円の支払義務のあることを相互に確認する。
- (4) 多摩市と相手方Aは、第2項の車両損壊の損害賠償債権について対当額をもって相殺する。
- (5) 多摩市は、相手方Aに対し、前項による相殺後の車両損壊の債務金147,777円及び第3項の人身損害の債務金1,200,000円を支払う。
- (6) 多摩市と相手方Bは、本件自動車事故による人身損害のため、相手方Bに金583,382円の損害額が生じたことを確認する。
- (7) 多摩市と相手方Bは、前項の人身賠償債務として、多摩市は、相手方Bに対し、金583,382円の支払義務のあることを相互に確認する。
- (8) 多摩市は、相手方Bに対し、前項による人身損害の債務金583,38

2 円を支払う。

(9) 多摩市と相手方 A 及び相手方 B の間には、本和解条項に定めるもののほか、本件自動車事故に関して何らの債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

相手方 A 東京都多摩市諏訪

A

相手方 B 東京都多摩市諏訪

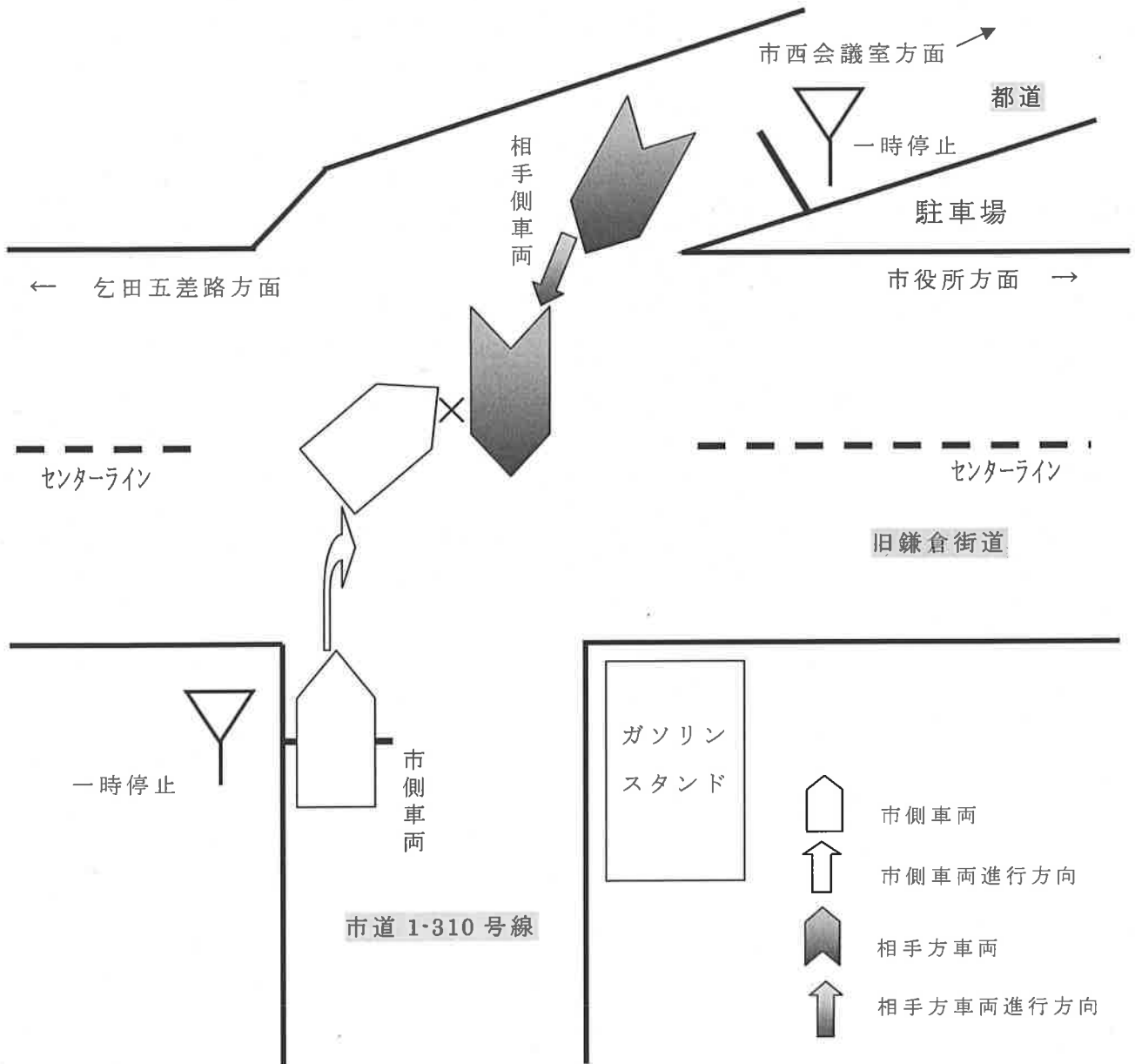
B

3 和解の理由

平成 29 年 6 月 5 日午前 10 時 20 分頃、多摩市貝取 1450 番地の交差点において、市側車両が市道 1-310 号線から旧鎌倉街道に右折しようとした際、正面の都道から市道 1-310 号線に向け直進してきた相手方車両の右側面に、市側車両の右前方が接触したものである。

この事故により、双方の車両が損傷し、相手方車両の運転者及び同乗者が負傷したので当該損害について和解する必要があるため。

第 4 2 号議案参考資料



第 4 5 号議案

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年多摩市条例第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。